

# 大規模小売店舗立地法の概要について

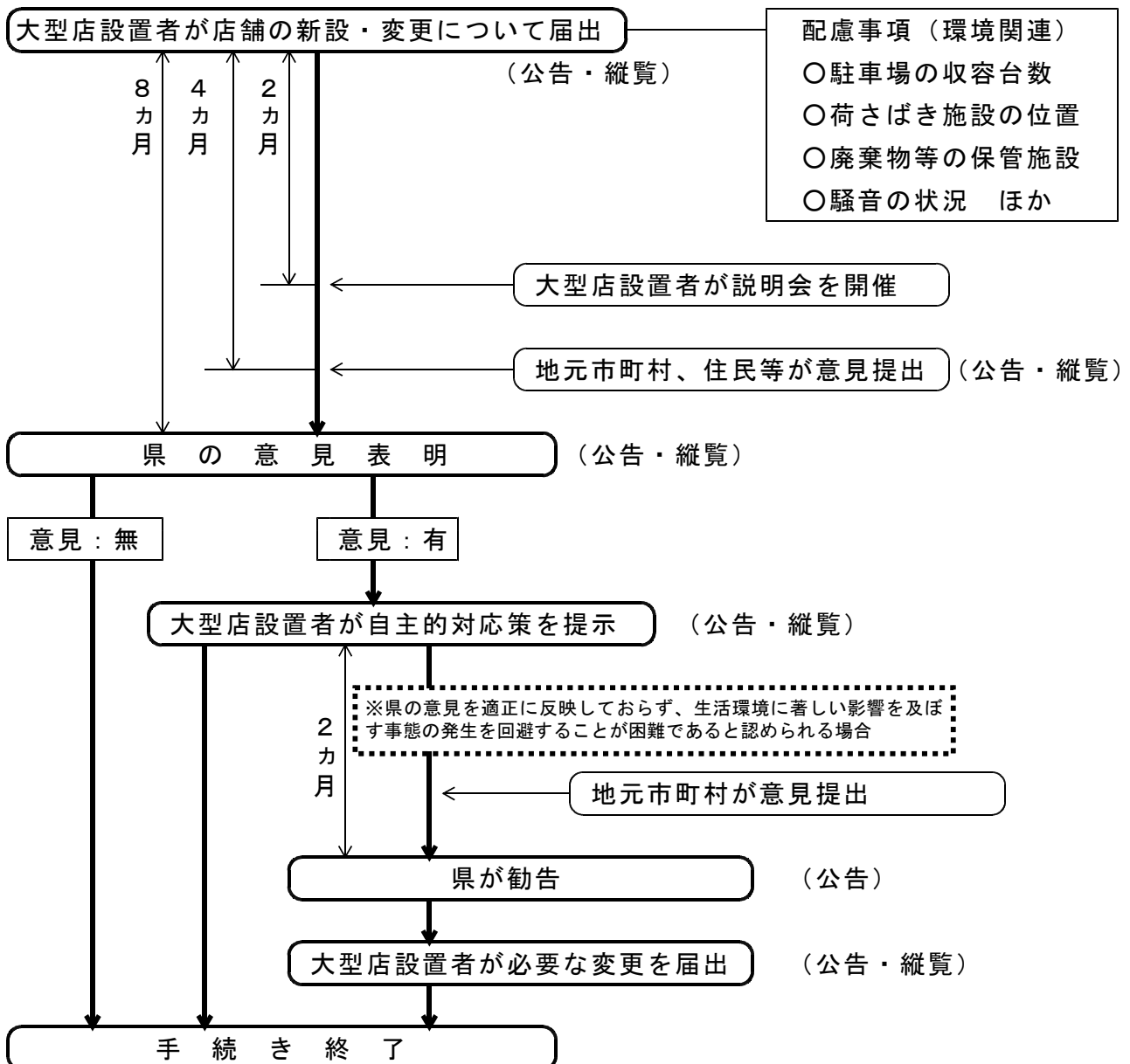
## 【法の趣旨】

大規模小売店舗立地法（以下「大店立地法」といいます。）は、大規模小売店舗が多数の顧客を集め、大量の商品等の流通の要となる施設であり、また、生活利便施設として生活空間から一定の範囲内に立地する特性を持つことから、その立地に伴う周辺地域の生活環境（騒音・廃棄物の処理・交通渋滞等）を保持するために、適切な「施設の配置と運営方法」に配慮することを確保するための手続きなどを定めたものです。

**大規模小売店舗 = 店舗面積 1,000㎡超の小売店舗**

（※以下「大型店」といいます。）

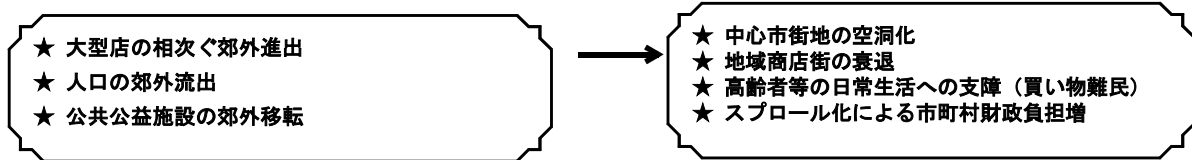
## 【大店立地法の手続きの流れ】



# 特例区域の制度・概要について

## 【特例措置制度創設の背景】

### 1. 厳しい状況が続く中心市街地



### 2. 改正まちづくり三法による中心市街地活性化対策（H18～）

#### 中心市街地活性化法の改正（H18.8 施行）

「選択と集中」による中心市街地の活性化

- ◎ 中心市街地活性化基本計画の国認定  
国が認定した市町村策定計画への補助金等による重点支援
- ◎ 中心市街地活性化協議会の法制化
- ◎ 大店立地法特例措置の創設等々

#### 都市計画法の改正（H18.8 より順次施行）

郊外での大規模集客施設の立地規制

- ◎ 大規模集客施設の立地規制  
大規模集客施設（床面積 1 万㎡超）の立地を 3 用途地域（商業・近隣商業・準工業）に限定。
- ◎ 開発許可制度の見直し  
公共公益施設（学校・病院・福祉施設・庁舎等）も開発許可対象（郊外化抑制）

## いわゆる「まちづくり三法」とは…

全国的に中心市街地の衰退が深刻化する中で、国が平成 10 年に制定した以下の関連法令で、法令制定後も中心市街地の衰退に歯止めがかからず、平成 18 年に法改正されました。

- ◎ 中心市街地活性化法（以下「中活法」といいます。）
- ◎ 大規模小売店舗立地法（大店立地法）
- ◎ 改正都市計画法

## いわゆる「中心市街地」とは…

中活法第 2 条によると…。

都市の中心の市街地であって、次の 3 つの要件を満たすものと定めています。

1. 集積要件  
当該市街地に相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること。
2. 趨勢要件  
当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活動の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること。
3. 広域効果要件  
当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること。

## 【大店立地法特例区域とは】

この制度は、空洞化が進む中心市街地の活性化のため、大店立地法の特例として創設されました。

県は、大型店の迅速な立地を促進することにより中心市街地の活性化を図ることが特に必要な区域を大店立地法の特例区域として定めることができるもので、特例区域に指定されると、大規模小売店舗の新設等に伴う手続きが緩和され、迅速な立地が可能となります。特例区域には、第一種と第二種があります。

### 第一種大店立地法特例区域

◎根拠法：中活法第37条

◎指定可能地域

国が認定した中心市街地活性化基本計画に定められた区域（以下「認定中心市街地」という。）内でのみ設定可能。

◎適用される特例

大型店設置者による大店立地法の新設・変更等の届出や説明会等が不要となり、実質的に出店等の手続きが撤廃。

※店舗撤退や店舗面積1,000㎡以下に縮小する場合には、届出は必要となります。

◎特例の適用時点

特例区域指定の公告日（県報掲載日）

◎特例区域指定後の手続き

大型店設置者：新規出店等を計画  
↓  
~~大店法の届出（添付書類）~~  
~~8ヵ月の事業実施制限~~  
~~県の意見表明~~  
~~生活環境保持への配慮~~  
~~住民説明会~~  
↓  
大型店設置者：新規出店等を実施

### 第二種大店立地法特例区域

◎根拠法：中活法第65条

◎指定可能地域

中心市街地で設定可能。

◎適用される特例

大型店設置者による大店立地法の新設・変更等の届出の添付書類の簡素化や届出後8ヶ月間の実施制限が不要となり、新規出店や変更等の負担が大幅に軽減。

※店舗撤退や店舗面積1,000㎡以下に縮小する場合には、届出は必要となります。

◎特例の適用時点

特例区域指定の公告日（県報掲載日）

◎特例区域指定後の手続き

大型店設置者：新規出店等を計画  
↓  
大店法の届出（添付書類）  
~~8ヵ月の事業実施制限~~  
~~県の意見表明~~  
生活環境保持への配慮  
住民説明会  
↓  
大型店設置者：新規出店等を実施

### 大店立地法特例区域に指定されても…

特に第一種特例が適用された場合、大型店設置者に対して求めている生活環境への配慮に係る大店立地法の規定が適用除外となりますが、**中活法では特例区域内における大型店設置者及び大型店内で事業活動を行う小売業者は、大型店の周辺地域の生活環境の保持について適正な配慮をして、当該大型店を維持、運営する様に務めなければならないと規定しています。**

また、大型店新設等に係る他の法令等に関する手続きは、従前どおり必要となります。